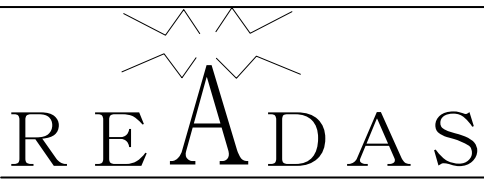


第 5604 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年12月2日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 中途退職したパートタイマーの年末調整

**Q**：年の途中で退職したパートタイマーの年末調整はしなくてよいのでしょうか？

**A**：その年に再就職する見込みのない人はしてください。

### 【解説】

年末調整は、源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税(所得税等)と、本来、納めるべき所得税等との差額を精算するものです。

この年末調整の対象となる人は、「給与所得者の扶養控除等申告書」を年末調整を行う日までに提出している一定の人ですが、12月に年末調整をする場合と年の途中で年末調整をする場合とで違ってきます。

年の途中で行う年末調整の対象となる人は次の人です。

- ①海外支店等に転勤したことにより非居住者となった人
- ②死亡によって退職した人
- ③著しい心身の障害のために退職した人(退職した後に再就職をし給与を受け取る見込みのある人は除きます)
- ④12月に支給されるべき給与等の支払を受けた後に退職した人
- ⑤いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人(退職後その年に他の勤務先から給与の支払を受ける見込みのある人は除きます)

したがって、⑤に該当するという人は年末調整をしなくていいですが、該当しない人は年末調整をすることになります。

